

# 令和8年度三沢市私道等整備事業費補助金交付要綱

(令和 8年 4月 1日)

(趣旨)

第1条 三沢市は、市民の生活環境の向上を図るため、私道等の整備に要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、三沢市私道等整備事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、三沢市補助金等の交付に関する規則(昭和47年三沢市規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(私道等整備の補助対象要件)

第2条 補助金の交付の対象となる私道等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 現に一般の用に供していること。
- (2) 幅員が全線4メートル以上であること。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に該当する道路であった場合は、この限りではない。
- (3) 当該私道等の利用戸数が2戸以上であること。
- (4) 側溝等排水施設を整備する場合は、排水先及び流末が確保され、適正であること。
- (5) 当該私道等に5年以内に上下水道等の掘削を伴う工事計画がないこと。
- (6) 整備区域内に営利目的(賃貸住宅、店舗、事務所、工場等)に使用されている建築物の混在率(営利目的戸数を私道整備区域総戸数で除した数値)が30パーセント以下であること。
- (7) 整備を行おうとする土地の所有者及び整備区域に隣接する土地の所有者に宅地開発を生業とする法人名義(法人と個人名義の共有地を含む)の土地がないこと。
- (8) 当該私道が道路部分のみに分筆されていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としないものとする。

- (1) 私道等が特定の団体のために利用されている場合
- (2) 宅地開発を目的とする者が築造した私道で、築造後10年を経過してい

ない場合

- (3) 同一趣旨の補助金等により整備を行った私道において、整備後10年を経過していない場合
- (4) 補助金の申請及び交付決定をする前に事業に着手あるいは完了している場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助の目的から、適当でないと市長が特に認めた場合

(請負業者)

第3条 補助事業の請負業者は、三沢市の指名業者でなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

(私道等整備の内容)

第4条 この要綱において「私道等整備」とは、次に掲げることをいう。

- (1) アスファルト舗装をすること。
- (2) 道路の機能管理に必要な側溝等を施工すること（コンクリート二次製品等構造物の設置を伴うもの）。
- (3) 交通の安全を確保するために必要な施設を設置すること。
- (4) 私道の整備に必要な設計及び用地測量調査等を実施すること。
- (5) 破損箇所等の大規模な補修を実施すること。

(整備する道路の構造等)

第5条 整備する道路の構造は、道路標準断面図（別図）によるものを基準とする。

- 2 前項の規定によりがたい場合は、三沢市土木課と協議し、承諾を得ること。

(整備後の維持管理)

第6条 この要綱に基づき整備された私道等の維持管理（路面清掃、側溝泥上げ、草刈り等）は、利害関係人が共同して行わなければならないこととし、当該補助金の対象外とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第7条 補助金の交付の対象となる経費は、私道等の整備に要する経費とし、当該経費に10分の8を乗じて得た額以内の額（1,000円未満の端数は切り捨て）とする。

(申請書等)

第8条 規則第4条第1項の規定による申請は、様式第1号によるものとし、同条第2項の規定により当該申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 私道の位置図
- (2) 工事計画図一式
- (3) 排水流末系統図（排水構造物の施工がある場合）
- (4) 見積書及び数量
- (5) 土地所有者の私道等整備承諾書（様式第2号）
- (6) 委任状（様式第3号）（町内会や団体等が補助金の申請をする場合）
- (7) 誓約書（様式第4号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定によりがたい場合は、三沢市土木課と協議し、承諾を得ること。

(交付決定の通知)

第9条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知は、様式第5号により行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までにこれを行うものとする。

(計画変更の承認)

第11条 補助事業について、事業主体、事業内容等の変更、補助事業の中止又は廃止をする場合は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）
- (2) 変更図面一式
- (3) 変更見積書及び変更数量
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の事業変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、その承認又は不承認を決定し、様式第7号により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告書等)

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは速やかに次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 三沢市私道等整備事業費補助金実績報告書(様式第8号)
- (2) 工事完成図
- (3) 工事写真
- (4) 請負業者から補助事業者への請求書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、規則第10条の規定により、完了確認のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9号により通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助金の請求は、様式第10号により行い、事業終了後に補助金確定通知書の写しを添付して行うものとする。

(補助金の交付の方法)

第15条 補助金の交付の方法は、補助金の請求があつてから40日以内に支払うものとする。なお、補助事業者の費用分担については、三沢市は一切関知しないものとする。

2 補助事業者は、請負業者への支払いが完了後、速やかにその領収書の写しを三沢市へ提出するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、様式第11号により通知するものとする。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業者が法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) この要綱に基づく申請書、報告書等の内容に虚偽があつたとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第12号により期限を定め、補助事業者に対してその返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第18条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(寄附をする場合)

第19条 私道等を整備するとともに三沢市に道路用地を寄附する場合は、別に定める「市道路線認定基準」の要件を満たしていなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。